

大船渡・陸前高田地区における船舶異常気象等対策要領

平成 18 年 2 月 23 日	制定
平成 27 年 3 月 20 日	一部改正
平成 29 年 6 月 16 日	一部改正
平成 30 年 6 月 20 日	一部改正
令和 2 年 11 月 1 日	一部改正
令和 4 年 3 月 31 日	一部改正
令和 5 年 11 月 29 日	一部改正

この要領は、大船渡・陸前高田地区船舶安全対策協議会規約（平成 26 年 6 月 16 日 一部改正）第 3 条（6）及び（7）に基づき策定するものである。

第 1 目的

協議会会員（以下「会員」という。）及びその組織が迅速かつ的確に自主的な対応を図ることにより、人身及び船舶の災害を未然に防止する或いは被害を最小限に留めることを目的とする。

第 2 定義

- 1 「異常気象等」とは、台風、異常な低気圧（いわゆる爆弾低気圧など）、地域特有の季節風に伴う荒天及び地震に伴い発生する津波などの気象、海象をいう。
- 2 「勧告」とは、港則法第 39 条第 4 項（同法第 45 条により準用する場合を含む）に基づき釜石港長（釜石海上保安部長）が船舶に対し必要な措置を講じるべきことを勧めるため、かつ、会員及びその組織が自主的な対応を図ることを促すために発出する「勧告（警戒体制）」及び「勧告（避難体制）」をいう。
- 3 「勧告（警戒体制）」とは、台風及び発達した低気圧等への対応で、荒天準備を含む自主的な安全措置を促す体制、並びに、津波への対応で、気象庁から津波注意報が発表された場合に、荷役・作業中止、係留強化、陸揚げ固縛又は沖合避難等の自主的な安全措置を促す体制をいう。
- 4 「勧告（避難体制）」とは、台風及び発達した低気圧等への対応で、沖合避難等、危険を防止するため自主的な安全措置を促す体制、並びに、津波への対応で、気象庁から大津波警報・津波警報が発表された場合に、荷役・作業中止、陸揚げ固縛、陸上避難又は沖合避難等の自主的な安全措置を促す体制をいう。

第 3 情報伝達

- 1 釜石港長又は釜石海上保安部長から勧告が発出された場合は、電話、ファックス等を利用して会員に伝達する。
- 2 事務局は、別表 2「大船渡・陸前高田地区における船舶安全対策協議会連絡系統図」に従って、直ちに会員に伝達する。

3 情報伝達訓練は、原則として毎年1回実施する。

第4 船舶等の対応

- 1 会員は、気象庁から異常気象等に関する情報が発表された場合は、別表1の対策を講じるものとする。ただし、津波による勧告の発出にあつては、大規模災害による通信回線の断絶等が考えられることから、釜石港長又は釜石海上保安部長からの勧告を入手するしないに拘わらず、別表1の対策を講じるものとする。
- 2 気象庁が異常気象等に関する情報を解除した場合であっても、港内に被害が認められた場合、船舶の入港は、釜石港長又は釜石海上保安部長の指示に従うものとする。
- 3 会員は、日頃から会員の組織及び関係する船舶の船長等に別表1の対応策について周知徹底を図るものとする。

第5 避難措置

- 1 避難する海域は、可能な限り距岸距離を確保した沖合等が理想であるが、各船は各船の状況、当該位置等に応じて設定するものとする。
- 2 避難順序は、基本的には出港準備が完了した船舶から順次避難を開始するものとする。
ただし、その際、他船の動向に十分注意するものとする。
- 3 人命の安全を最優先する。

第6 通信連絡体制

- 1 避難船舶は、VHF、船舶電話等の連絡手段を常時開設しておき、関係機関との連絡体制を確保しておくものとする。
- 2 避難中、自船及び他船が被害又は漂流中の航路障害物等を認めた場合は、速やかに釜石海上保安部又は最寄りの海上保安機関に通報するものとする。

第7 陸上避難場所の確保

会員は、関係船舶乗組員の陸上避難に備え、予め関係機関と調整のうえ避難場所等を選定しておき、常日頃から関係船舶乗組員等に周知を図っておくものとする。

第8 その他

勧告の内容は、別紙のとおりとする。

別表1

(異常気象等発生時の対応基準表)

別表2

(大船渡・陸前高田地区における船舶安全対策協議会連絡系統図)

別紙

(異常気象等発生時の対応基準表の別紙1～8)